

小川町人権施策基本方針

すべての町民がお互いの人権を尊重しながら
共に生きる社会を実現する

平成25年3月
小川町

お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現を目指して



21世紀は「人権の世紀」とも言われ、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、国内外を問わず人権に関する様々な取組が進められています。

小川町におきましても、平成5年に「人権尊重都市宣言」を行い、あらゆる差別を解消し、町民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、子どもや女性、高齢者や障がいのある人等への虐待や暴力、さらにインターネットの普及に伴うプライバシーの侵害、ネットいじめといった新たな人権侵害も発生しており、迅速かつ的確な対応が急務の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、町はこのたび平成25年度を初年度とする「小川町人権施策基本方針」を策定しました。この基本方針の「お互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会の実現を目指して」という基本理念のもと、誰もが平等で安心して暮らしていくことができるよう、国、県、関係機関などとの連携をより一層深めて、町政のあらゆる分野で人権尊重の視点にたった施策を推進してまいります。

策定にあたりご審議いただいた小川町人権政策協議会の皆様に感謝申し上げますとともに、本町の人権教育・啓発の推進に、より一層のご支援とご協力をお願い致します。

平成25年3月

小川町長 笠原喜平

目 次

基本方針の策定に当たって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 埼玉県 of 動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 小川町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1章 基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 人権施策の推進方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・ 9
 - 1 人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 学校等における人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 家庭、地域社会における人権教育・・・・・・・・・・・・ 12
 - 2 人権啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 町民全般に対する人権啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 職員に対する人権啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- II 相談・支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- III 町民等と協働した地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 分野別施策の推進

- 1 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 障害のある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 推進体制

- 1 町の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 国、県、民間団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ◇ 小川町人権施策基本方針 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ◇ 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ◇ 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

基本方針策定にあたって

1 策定の趣旨

本町では、平成15年（2003年）3月に「今後の同和対策の基本方針―特別対策終了後の同和行政の基本的あり方―（以下「同和対策の基本方針」という。）」を策定し、差別意識の解消等残された課題の解決のため、「特別対策の終了による一般対策への移行」「人権行政の重要課題としての同和行政」「差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進」の三項目を同和行政の基本的方向として取り組んできました。

この「同和対策の基本方針」に基づき、平成16年（2004年）3月に具体的な施策を示した「今後の同和対策の基本方針における実施計画」を策定し、同和問題の早期解決を目指し、教育・啓発活動を中心とした事業を展開してきました。平成20年（2008年）3月には、これまで行ってきた人権教育・啓発活動の成果と課題を踏まえ、「人権教育及び人権啓発に関する法律」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、さらに「埼玉県人権施策推進指針」などに基づいて、平成24年度までを期間とする「今後の人権・同和対策の基本方針における実施計画」を策定し、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向け、積極的な事業を推進してきました。

しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉毀損、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきました。

行政の人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取組の強化が求められています。

このため、今年度は「同和対策の基本方針」策定から10年を迎えることから、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、人権施策に関する法令や計画との整合を図り、新たな人権課題へ対応するため、人権施策基本方針の策定を行います。

※ 本文中で、* を付した言葉は、「用語解説（P29～）」に説明を掲載していません。

2 策定の背景

(1) 世界の動き

20世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした、二度にわたる世界大戦の反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、世界に表明されました。

その中で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とし、また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。

この「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約*」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」、「児童の権利に関する条約*」等の人権関係諸条約が採択されるとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、世界中にその普及と協調行動を提唱してきました。

このような様々な取組にもかかわらず、世界各地で地域紛争やこれに伴う人権侵害、難民発生等、深刻な問題が表面化しました。

しかし、一方では、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まりました。

平成5年(1993年)ウィーンにおいて、国際連合のこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や、今後進むべき方向を協議することを目的として、「世界人権会議」が開催され、「人権教育を重視し普及するため人権教育のための国連10年」が検討されるべきことが採択されました。

これらの経過を踏まえ、国連は平成6年(1994年)の第49回総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、世界人権宣言第26条が述べる「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」との理念を再確認するとともに、その具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画*」を示しました。

さらに、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、初等教育及び中等教育における人権教育を重点とした行動計画(2005~2009年)が示されました。

(2) 国の動向

昭和22年(1947年)、国は「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法を施行しました。そして日本固有の人権問題である同和問題について、昭和36年(1961年)に「同和対策審議会」が設置され、昭和40年(1965年)に「同和問題の解決こそ国の責務である」との「答申」が出されました。

これを受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法*」が制定され、各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別*は大きく改善され平成14年(2002年)に終了しました。しかし、地域改善対策協議会は、平成8年(1996年)意見具申を行い、今後の対策については、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」及び「人権侵害による被害等の対応の充実強化」に焦点を絞り、同和問題から広く人権問題への発展を方向づけました。

また、国際的潮流を受けて、「国際人権規約*」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」、「児童の権利に関する条約*」等の人権関係条約を締結し、また、平成7年(1995年)12月には、長年の懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約*」を締結しました。

そして、「人権教育のための国連10年」については、平成7年(1995年)12月、関係行政機関と密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に取り組むため、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、更に、平成9年(1997年)7月に「国内行動計画」が策定されました。

また、高齢社会対策基本法(1995年)をはじめ、男女共同参画社会基本法(1999年)、児童虐待の防止等に関する法律(1997年)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(2111年)など、人権の視点から種々の法律が制定されました。

さらに、平成8年(1996年)12月に「人権擁護施策推進法*」が制定され、人権教育及び啓発の推進と人権侵害被害者の救済に関する施策の推進を国の責務と決めました。そして、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置され、平成11年(1999年)には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

また、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」

が制定され、平成14年（2002年）には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、人権侵害を受けた被害者の救済については、急務の課題となっており、新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

（3）埼玉県動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策が推進されました。

さらに、男女共同参画に関する苦情処理制度を盛り込んだ男女共同参画推進条例の制定、高齢者の権利擁護等を定めた「埼玉県高齢者保健福祉計画（彩の国ゴールドプラン21）」やバリアフリー社会を目指した「彩の国障害者プラン」の策定等、新たな条例や計画が策定されました。

しかしながら、様々な偏見や差別、児童等に対する虐待などの人権問題が跡を絶たず、国際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の変化の急速な進展に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに、プライバシーをめぐる問題など新たな人権課題が生じています。

そこで、平成13年（2001年）、庁内に「埼玉県人権政策推進会議*」を設置し、全庁あげて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営に取り組みました。

さらに、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針である「埼玉県人権施策推進指針」を平成14年（2002年）に策定し、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育、人権啓発を総合的に取り組んできました。

また、総合的人権施策を推進する視点から平成16年（2004年）に人権推進課を設置し、さらに平成18年（2006年）に民間団体等との連携による「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」が設置され、人権啓発活動が進められています。

そして、平成22年（2010年）に、「人権に関する意識調査」を実施、平成23年（2011年）年3月に調査結果を公表しています。

(4) 小川町の取組

本町では、昭和41年、厚生課に同和対策担当を置き、昭和45年には、福祉課が担当を引き継ぎました。そして、国の同和対策審議会答申や特別措置法の制定を受けて、昭和48年「小川町同和対策実行委員会」を、昭和51年には、行政組織を整備して企画課に同和対策係を設置しました。

その後、平成8年の機構改革に伴い、総務課同和対策係に再編されましたが、平成14年には、人権施策の総合調整窓口として人権同和対策係に名称を変更し、平成18年にグループ制導入に伴い、現在総務課総務グループの人権推進担当が人権啓発を担っています。

また、教育委員会においては、昭和48年に同和教育推進協議会を設置し、学校教育・社会教育を通じた同和教育を推進してきました。その後、人権教育推進協議会に名称変更し、人権教育の推進に取り組んでいます。平成18年の機構改革に伴い、社会教育課社会教育係から生涯学習課生涯学習担当が人権・同和教育を推進しています。

さらに、平成5年12月には小川町議会において、人権尊重の精神を全町民の意思として築き上げるため、「人権尊重都市」宣言を決議しました。平成15年3月には、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解消するため、「小川町人権政策協議会」を設置し、町の総合的な人権政策の策定や人権政策の推進に寄与しています。

こうした推進体制にののもと、本町は小川町第4次総合振興計画において示している「差別のない明るい社会」の実現をめざすため、「今後の人権・同和対策の基本方針に基づく実施計画」に従い、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発事業を中心とした具体的な施策を推進してきました。

また、分野別に施策内容を定めた男女共同参画推進プラン、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画などを策定し、分野別人権課題に対応してきました。

第1章 基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

本町は、「すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つの施策目標がともに実現した社会をいいます。

(1) 一人一人が個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。一人一人が尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

(2) 一人一人が生きがいをもって、個性や能力を発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 基本方針の性格

(1) 町が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、町民をはじめ企業やNPOなどに対して町の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。

(2) 町の総合計画である「第4次総合振興計画」を踏まえるとともに、町の部門別計画等と密接に関連を持ったものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」第5条に規定される地方公共団体の責務として町が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

3 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、平成25年（2013年）年度から概ね10年間を見通し

第1章 基本的な考え方

たものとしします。なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 人権施策の推進方向

町政のあらゆる分野の業務は、町民一人一人の生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、町の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 町民等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人を分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権教育*

本町においては、「人権を尊重した教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障害者理解教育の推進、男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。

今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

○町民が主体となる人権教育

町民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

○生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、町民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進します。

○人権感覚を培う人権教育

町民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、豊かで行動力のある人権感覚を身に付けた町民の育成を図る人権教育を推進します。

○共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

この方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重されるよう「小川町第4次総合振興計画」で示されている町の将来像である「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」を目指し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などに関する課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人一人を大切にすることを推進する必要があります。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学年・学級で話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切にし、自他の人権を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成する必要があります。

【施策の展開方向】

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の各教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と保育所、小学校との一層の連携と人権尊重の精神を育てる指導方法の工夫に努めます。

② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

さわやか相談員*やスクールカウンセラー*を配置し、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会を計画的に実施するとともに、人権教育に関する学習資料や指導資料の活用を推進します。また、児童虐待防止など人権問題に関する様々な研修を通じて、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、小・中学校のPTA（保護者会）や公民館などを中心に、人権に関する学習機会を提供してきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結びつくよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

2 人権啓発*

(1) 町民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

人権啓発については、すべての町民が啓発活動に触れることができるよう、リーフレットや広報紙などによる啓発や講演会・研修会などのイベントを継続的に開催しています。

その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。そのために、町民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく理解し、「すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を築くための人権意識の普及高揚が求められています。

【施策の展開方向】

① 町民への啓発

様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、講演会・研修会を実施するとともに、啓発物品の配布や人権に関する情報の提供を行うなど町民に対する啓発を図ります。また、国、県、地域、町民、企業等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業には、法律や社会規範を遵守し、人権や環境を守り、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められており、公正な採用などの対応が課題になっています。

人権意識の高い職場づくりや人権を大切にする会社づくりが進むよう、関係機関等と連携を図り、研修会の開催や資料の提供などの啓発活動を推進します。

③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する啓発活動を推進します。

(2) 職員に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、研修会などを通じて、職員の資質向上を図ります。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられる様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

今後も、新採用職員から管理職員まで、幅広い研修を一層充実させていきます。

Ⅱ 相談・支援の推進

【現状と課題】

町は、行政相談、法律相談、消費生活相談などについての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子どもに関する相談をはじめ、教育相談、障害のある人、高齢者等の各種の個別的な課題ごとに関係部署において対応しています。また、人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員*により実施されています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談は複雑化・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談部署の充実、関係部署相互の一層の連携強化が求められています。

【施策の展開方向】

① 連携・協力体制の強化

人権問題の早期解決を目指し、町の関係部署をはじめ、国や県、関係機関等と密接な連携を図り、協力体制の強化を図ります。

② 相談部署の充実

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談部署の充実を図るとともに、相談窓口や活動内容の町民への周知を図ります。

さらに、人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、研修会等に参加し、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

③ 支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、支援体制の充実を図ります。また、相談・支援に関する制度などの情報提供や、認知症*高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

Ⅲ 町民等と協働した地域づくり

【現状と課題】

町民、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりの取組が今後期待されます。また、自主的、自発的に行われる町民等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

児童虐待やいじめ、DV*（ドメスティック・バイオレンス）等の人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

女性、子ども、高齢者や障害のある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

① 町民等の地域社会をあげての人権を尊重する取組

町民等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人一人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

② 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。地域住民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取組を支援します。

③ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともにユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

第3章 分野別施策の推進

1 女性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、性別による固定的役割分担の枠組みが存在し、家庭、職場、制度、地域活動などの社会の各分野における不平等感は依然として根強く残っています。特に、就労における男女間の賃金格差や子育て期における女性の就労率の低下などの問題をもたらす要因となっています。

さらに、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為（DV）は、重大な人権侵害で深刻な社会問題となっています。暴力防止の取り組み強化や社会進出する女性へのチャレンジ支援など、多くの課題が残されているという状況にあります。

これらを踏まえ、本町は現在、平成24年3月に策定した「おがわ男女共同参画推進プラン（第2次）」に基づき、男女共同参画社会*の実現を目指して施策を推進しています。今後も、男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できるよう、教育・啓発、支援等の施策を効果的に実施していくことが求められます。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発活動の推進

男女共同参画社会についての理解を深められるよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて、男女平等の意識づくりを進めます。

② 男女がともに参画できる社会づくり

男女がともに、政策・方針決定過程をはじめ社会のあらゆる分野に参画することができるよう、家庭や地域における男女共同参画を推進します。

また、男女がともに協力し、仕事と家庭・地域活動を両立させることができるよう、事業者と協力して働きやすい環境づくりを進めます。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、DVをはじめあらゆる暴力を防止し、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 多様な生き方を選択できる条件整備

男女雇用機会均等法*の普及や育児・介護休暇制度*の利用促進に努めるとともに、女性の就業に対するチャレンジ支援や就業機会の拡大するための事業を展開するなど、女性の社会参加を支援します。

2 子ども

【現状と課題】

平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約*」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

これらを踏まえ、本町は現在、平成22年（2010年）3月に策定した「小川町次世代育成支援行動計画・後期行動計画」に基づき、次世代育成支援の総合的な施策を推進しています。今後においても、子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発活動の推進

子どもの権利擁護を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止といじめ問題への取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します

③ 子育て支援の充実

保護者の子育てへの負担感や不安感を軽減するため、子育て支援サービスを充実するとともに、地域で支え合えるネットワークづくりを推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、平成25年2月28日現在町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は、27.1%となっており、高齢者の人口は伸び続けています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

本町では、平成24年3月に「小川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」を策定し、高齢者福祉施策の総合的な推進に努めています。高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発活動の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く町民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

② 生きがいづくりと自立への支援

健康で生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせるように支援するため、健康づくりやボランティア活動など生きがいづくりを推進するとともに、多様な生涯学習活動を支援し、社会参加を進めます。

また、精神的・経済的自立のためシルバー人材センターの活動を支援します。

③ 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待に対応するため、相談機能の充実と虐待防止ネットワークの整備を図り、早期発見・早期対応を図ります。また、認知症*についての正しい理解の普及・啓発を促進すると共に、市民後見人の育成及び活用など権利擁護についての方策を推進します。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら地域でともに同じように生活が営める社会が通常であるというノーマライゼーションの考え方は、障害者施策の基本理念となっています。

この理念が浸透した社会を実現するためには、障害のある人に対する偏見や無理解・無関心等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁などを取り除かなければなりません。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

本町では、平成24年3月に策定した「おがわノーマライゼーション2012」に基づき、総合的に障害者福祉施策の推進に努めています。障害者の社会参加、地域社会での共生、意思疎通や情報手段の機会拡大などを通じて、障壁を取り除き、すべての障害者が障害のない人と等しく生活できる地域社会づくりが課題となっています。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発活動の推進

町民一人一人が障害や障害のある人に対する適切な理解を深められるよう、日常的な啓発や広報活動、障害のある人とない人との交流、福祉教育の充実に努めます。また、学校における障害者理解教育を推進し、ノーマライゼーションの理念の普及と啓発に努めます。

② 地域での生活支援の充実と社会参加の促進

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。また、自分らしい生き方ができるよう、文化・スポーツ活動、生涯学習を促進します。

③ 障害者虐待防止と権利擁護の推進

障害者虐待に対応するため、障害者虐待防止センターを充実し、早期発見・早期対応を図ります。また、障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、権利擁護に関する啓発活動や相談事業を推進します。

④ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるよ

第3章 分野別施策の推進

うに、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別*の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別*については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

また、「えせ同和行為*」は、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 同和教育の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう、講演会の開催、啓発冊子の作成・配布などによる啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

6 外国人

【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進み、一方でグローバル化による海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本町における外国人登録者は、平成24年6月末現在215人で、町人口に占める割合は0.64%となっています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生*」の考え方が重要になっています。

外国人も地域社会でともに暮らす社会の一員として、人権を尊重するとともに、お互いに認めあい、助け合うことのできる社会づくりが必要となります。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発活動の推進

多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

② 生活支援の充実

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発します。

外国人住民が日本人と互いにコミュニケーションを通じ自立した生活ができるように、日本語学習を支援します。

地域で日本人と外国人住民が交流できるよう、防災訓練など様々な地域活動に参加できるよう支援をします。

7 その他

これまで述べてきた6項目の分野別の人権課題のほかにも、次のような様々な人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、効果的な相談・支援活動を推進します。

(1) HIV感染者等

エイズ患者・HIV感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

ハンセン病*は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立しているなど、正しい知識の普及啓発を行っていきます。

(2) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

(3) アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われてきました。

(4) インターネットによる人権侵害

情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

(5) 災害時における人権への配慮

災害時の避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になりました。

また、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

(6) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(7) 性的指向、性同一性障害

性的指向*、性同一性障害*のある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

(8) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレス*は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(9) プライバシーの侵害

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

(10) その他

北朝鮮当局による拉致問題、非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第4章 推進体制

1 庁内の推進体制

人権施策の推進に当たっては、関係各課相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係各課においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

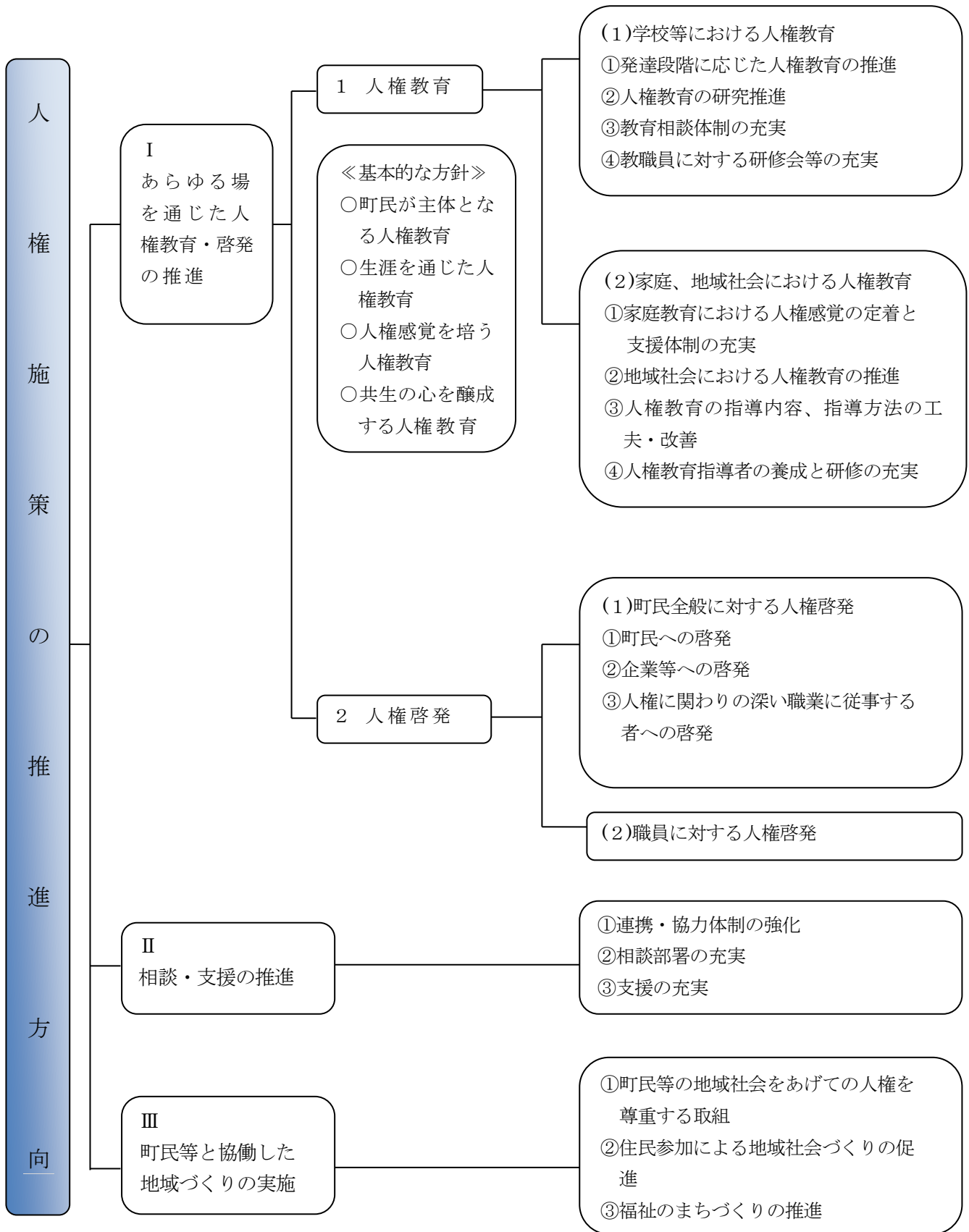
また、この基本方針に基づく実施計画書を作成し、人権施策の推進状況について毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

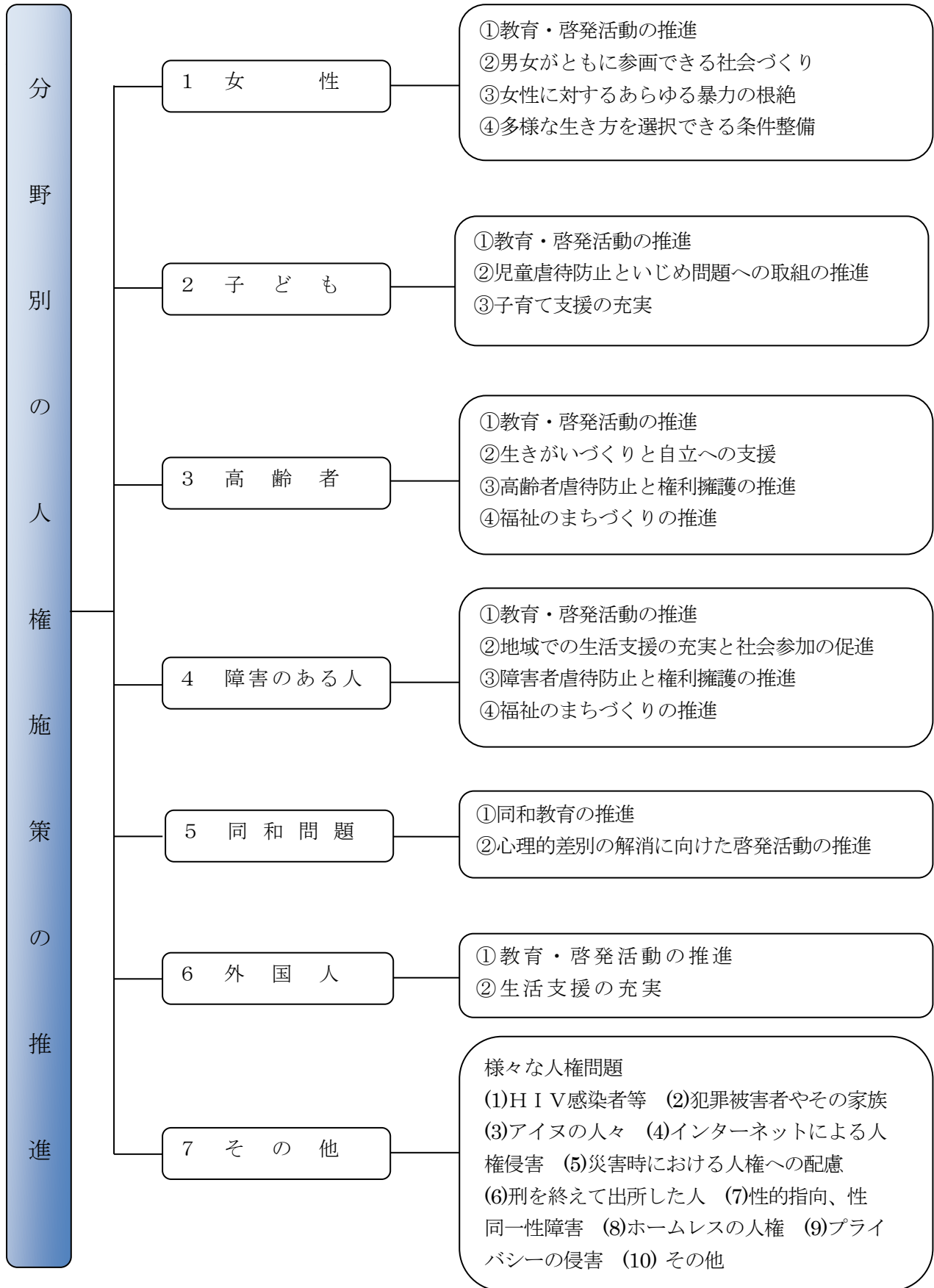
2 国、県、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県の行政機関をはじめ、民間団体等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、さいたま地方法務局や埼玉県人権擁護委員連合会等を中心に、人権に関わる機関と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

◇小川町人権施策基本方針 施策体系





◇用語解説

※本文中で、*を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

【あ行】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

昭和40年（1965年）12月に国連総会において採択され、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めている条約。

育児・介護休暇制度

育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与する制度。

H I V感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

【か行】

国際人権規約

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和54年（1979年）9月に発効した。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約（A規約）と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約（B規約）および選択議定書から成り立っている。

【さ行】

埼玉県人権政策推進会議

県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として、平成13年（2001年）4月に設置したもの。

さわやか相談員

児童生徒がいじめや不登校等様々な悩みや不安などを気軽に話すことのできる相談相手として学校等に配置された者のこと。

児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6年（1994年）4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきとした条約。わが国は、昭和60年（1985年）に批准。

実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

人権啓発

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

人権擁護推進審議会

同和問題（部落問題）を含めた人権擁護に関する施策を推進するため、平成9年（1997年）3月に施行された人権擁護施策推進法（5年間の限時法）に基づいて設置された審議会。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12年（2000年）に制定された法律。

人権教育のための国連10年行動計画

国連総会で、平成7年（1994年）から平成16年（2004年）の10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目標として、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請した。これを受けて世界各国で人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立などの取組が行われた。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す **sexual orientation** の訳語。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかははっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

【た行】

多文化共生

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きること。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化

的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進する法律。憲法 14 条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、労働者は性別によって差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げている。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和 44 年（1969 年）に制定された 10 年間の時限立法。国は、33 年間に本法も含めて 3 度にわたり特別措置法を制定した。

【な行】

認知症

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

【は行】

ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

◇資料

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対し法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行わ

れなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利

益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

小川町人権施策基本方針

平成25年3月

小川町総務課

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

TEL 0493-72-1221